

徳島県告示第四百四十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、徳島小松島港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 港湾施設の種類
臨港交通施設（道路）
- 二 名称
沖洲（外）線
- 三 位置
徳島市南沖洲四丁目二六番五六三地先から
同 東沖洲二丁目六八番二地先まで
- 四 数量及び能力
 - 1 延長 八二三・〇メートル
 - 2 幅員 九・三メートルから二二・三メートルまで
- 五 構造形式
アスファルト舗装